

II 予算に関する情報

○ 平成20年度補正予算(特第2号)(登記特別会計)

・ 歳入歳出予算の概要

(単位:百万円)

歳 入	第1次補正後 予 算 額	補 正		改予算額
		追 加 額	修正減少額	
登記印紙収入	61,455	0	0	61,455
登記情報提供等手数料収入	31,125	0	0	31,125
一般会計より受入	67,774	0	△ 22	67,751
雑収入	200	0	0	200
前年度剰余金受入	28,191	0	0	28,191
合 計	188,747	0	△ 22	188,724

※ 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」の不成立による既定予算の不用額を修正減少することに伴い、登記事務費の財源に充てるための一般会計からの受入見込額の修正減少

歳 出	第1次補正後 予 算 額	補 正		改予算額
		追 加 額	修正減少額	
事務取扱費	161,515	0	△ 31	161,484
事務取扱いに必要な経費	91,570	0	△ 31	91,539
登記事務処理に必要な経費	14,407	0	0	14,407
登記情報システムの最適化実施に必要な経費	42,698	0	0	42,698
地図管理業務・システムの最適化実施に必要な経費	12,839	0	0	12,839
施設整備費	8,514	0	0	8,514
国債整理基金特別会計へ繰入	5	0	0	5
予備費	100	0	0	100
合 計	170,134	0	△ 31	170,103

※ 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」の不成立に伴う事務取扱いに必要な既定予算の不用額の修正減少

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・ 一般会計からの繰入金の額及び当該繰入れの理由

(一般会計からの繰入金の額) 67,751 百万円

(繰入れの理由)

登記特別会計は、登記情報の管理及び公開に関する事務(以下「登記情報管理事務」という。)に要する経費については登記事項証明書等の交付及び閲覧等の手数料によって賄い、登記情報の判断・形成に関する事務(以下「登記の審査に関する事務」という。)に要する経費については一般会計からの繰入れにより賄うという基本に立っています。

登記特別会計が登記情報管理事務のみに関するものとしなかったのは、登記情報管理事務と登記の審査に関する事務は密接不可分の関係にあり両者の経費は実質的関連性が強いこと、登記所には少人数規模のものが多く、これらの庁の職員は両者の事務を行っていること、及び同一施設の中で両者の事務が行われていること等の事情から、両者の経費は一体として経理することが相当であると認められるからですが、登記の審査に関する事務に要する経費については、この事務の利用者が負担する登録免許税の前身である登録税、登記料には手数料的要素が含まれると解されていた沿革をも考慮され、従来どおり一般会計の負担とし、同会計から繰り入れることとされたものです。

登記特別会計に関するお問い合わせ先 法務省民事局総務課登記情報管理室 TEL 03-3580-4111 内2417
